

富士しゃくなげ湖利用ルール

第1章 総則

第1条 ルールの名称

本ルールは、嘉瀬川ダム周辺地域住民及び関係行政機関などで構成する「嘉瀬川ダム利活用推進協議会」で合意されたルールで、「富士しゃくなげ湖利用ルール」という。

第2条 目的

本ルールは、富士しゃくなげ湖を多くの方々に安心、安全、快適に活用していただくこと、自然が豊かで美しい景観を保全すること、利用マナーが向上すること、地域の活性化につながることを目的とする。

第3条 適用

本ルールは、富士しゃくなげ湖を利用するすべての利用者に平等に適用される。

第4条 富士しゃくなげ湖利用の原則

嘉瀬川ダム利活用推進協議会が承認した利用以外はできないものとする。

第2章 湖面利用一般

第5条 湖面利用の範囲

富士しゃくなげ湖の湖面利用の内容は、次のとおりとする。

(1) 湖面利用できる内容

- ・水遊び
- ・魚釣り
- ・動力を使用しない船舶等（手漕ぎ・足漕ぎボート等）

(2) 湖面利用できない内容

- ・動力を使用する船舶等（エンジン付きボート・水上バイク類・電動モーター付きボート等）ただし、嘉瀬川ダム利活用推進協議会が使用を承認したものを除く。

第6条 湖面利用の届出

富士しゃくなげ湖の湖面で船舶等（手漕ぎ・足漕ぎボート等を含む）を利用する際は、利用の届出が必要となる。利用の届出は、所定の様式に必要事項を記載の上、事前に提出すること。湖面利用の届出は次のとおりとする。

(1) 佐賀市占用区域（本ダム）

佐賀市

(2) 佐賀市占用区域外

国土交通省嘉瀬川ダム管理支所

2 利用を許可した届出については、年度利用計画書・月間利用計画書及び利用実績報告書等を嘉瀬川ダム利活用推進協議会に報告する。

第7条 利用の期間及び時間

利用期間

湖面利用は、原則一年中可能とする。

2 利用時間

湖面利用の時間は、日の出から日没までとする。

第8条 湖面利用の禁止区域

嘉瀬川ダム堤体周辺、副ダム堤体周辺、航行禁止区域（別紙参照）、鮎の瀬ダム周辺は危険であるため立入りを禁止する。水遊びの利用については副ダムから上流の範囲とする。

第9条 湖面利用の禁止

湖面利用する場合は、利用当日の気象情報を確認し、気象庁佐賀地方气象台から佐賀多久地区に大雨、洪水、風、雪に関する警報及び、大雨、洪水に関する注意報が発表された場合は、湖面利用を禁止する。また雷について、湖面エリアが雷活動度（雷ナウキャスト）2～4の場合には湖面利用を禁止する。さらに、嘉瀬川ダム管理支所が洪水警戒態勢などの防災

体制を発令している場合も同様に湖面利用を禁止する。

第 10 条 無許可係留の禁止

湖面内では許可された船舶を除き、係留することは禁止する。

第 3 章 魚釣り

第 11 条 釣りマナーの遵守

魚釣りによる湖面利用者は、針、糸等を放置しない等、釣りマナーの向上に努めなければならない。

第 12 条 外来魚に関する遵守事項

外来魚（ブラックバス、ブルーギル等）を持ち込んだり、持ち出したり、再放流してはならない。また、外来魚を捕獲した場合は、再放流せずに、適切に処分しなければならない。

第 4 章 安全管理

第 13 条 安全管理

利用に関して発生した全ての事故については「自己責任」とする。

2 湖面利用者は、救命胴衣（ライフジャケット）を必ず着用すること。

3 利用者は、利用当日の気象情報を入手するなど、事故等を未然に防ぐために考えられる万全の対策をとること。

4 管理者である国土交通省及び占有者である佐賀市は、利用の安全やダムの運用のため、利用の制限を行うことができる。その際は、利用者は指示に従うこと。

第 5 章 環境の保全

第 14 条 不法投棄の禁止

利用者は、利用に起因するごみ等は持ち帰らなければならない。また、利用に起因しないごみ等についても持ち帰るように努めること。あわせて、ごみ等を不法投棄する者を見かけた場合には、警察やダム管理者への通報に協力すること。

2 船舶等の不法投棄は禁止する。

第 15 条 迷惑行為の禁止

富士しゃくなげ湖周辺における居住環境や豊かな自然環境の保全に配慮し、富士しゃくなげ湖及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止する。また、富士しゃくなげ湖利用者は、地域住民や一般交通に支障がないように駐車しなければならない。

第 6 章 富士しゃくなげ湖利用禁止事項

第 16 条 利用禁止事項

次の利用を禁止する。

- (1) 本ルールを遵守しない利用。
- (2) 嘉瀬川ダム及び周辺地域の環境悪化につながる利用。
- (3) 嘉瀬川ダム周辺住民への迷惑行為となる利用。

第 7 章 その他

第 17 条 ルールの改正

本ルールを改正する場合は、「嘉瀬川ダム利活用推進協議会」を開催して合意を得なければならない。

附則

本ルールは、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 本ルールは、令和 7 年 6 月 12 日から一部改正適用する。

3 本ルールは、令和 8 年 1 月 23 日から一部改正適用する。